

八郎潟町あきた結婚支援センター入会登録料助成金事業交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は八郎潟町在住の独身男女の出会いと結婚に資するため、一般社団法人あきた結婚支援センター（以下「支援センター」という。）への入会登録料を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 助成対象者は次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 独身者
- (2) 入会日において八郎潟町に住所を有する者
- (3) 支援センター入会登録料の本助成を受けた回数が 2 回未満の者
- (4) 町税（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）、保育料等（幼稚園、保育所、学童保育）、上下水道料金、及び町営住宅使用料を滞納していない者

(助成の金額)

第 3 条 助成する金額は、支援センター入会登録料 1 万円（登録日から 2 年間有効）とし、2 回を上限に助成する。

(助成の方法)

第 4 条 助成を受けようとする者は、「八郎潟町あきた結婚支援センター入会登録料助成金交付申請書兼納付等状況調査同意書（様式第 1 号）」にあきた結婚支援センター入会登録料の費用負担に関する協定書第 3 条に定める「同意書」を添えて町長に提出する。

2 助成対象者は、前項の同意書をもって、あきた結婚支援センター入会登録料助成金（以下「助成金」という。）の受け取りを支援センターに委任したものとみなす。

3 この要綱の制定以前に支援センターに入会していた者については、次の更新時に助成を受けることができる。

(助成金の請求)

第 5 条 支援センターは当該月において、支援センターに入会した者の助成金を翌月 7 日までに「あきた結婚支援センター入会登録料助成金請求書」に入会登録者名簿を添えて町長に請求するものとする。

(助成金の支払)

第 6 条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、内容を審査し適当と認めたときは、支援センターに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第 7 条 町長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正行為により助成金を受けたときは、交付した助成金を返還させることができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。